

税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

主な税制改正のスケジュール

														増税		
														減税		
	R4.4	R5.4	R5.10	R6.1	R6.4	R7.1	R7.4	R8.1	R8.4	R8.10	R9.1	R9.10	R10.1			
法人税	賃上げ税制 税額控除率の上乗せ				適用要件と控除率の見直し				全法人向け措置の廃止							
									防衛特別法人税（仮称）の創設							
相続税	事業承継税制の特例（10年間） 猶予割合80%→100%		特例承継計画書の 提出期限の延長→		提出期限の再延長→				提出期限の再々延長→							
					暦年課税における相続前贈与の加算の拡大（3年→7年）											
					相続時精算課税制度の見直し（毎年110万まで非課税）											
	教育資金の一括贈与の 非課税措置	贈与者の死亡時に係る相続税の課税対象の拡大 （贈与者の相続税の課税価格が5億円超の場合）							制度終了							
											貸付不動産の評価方法の見直し					
所得税	NISA・つみたてNISA			NISAの抜本的拡充・恒久化 （非課税投資枠は最大1,800万円）							18歳未満の口座開設可能に拡充					
					年収の壁 103万円→160万円		年収の壁 160万円→178万円									
									防衛特別所得税の（仮称）の創設							
													ふるさと納税の 限度額の見直し			
消費税					インボイス制度開始					経過措置の延長・見直し						

令和8年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内 容	適用時期等
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の拡充	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げられます。	大綱に明記なし
特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定規模以上のもの）で、特定生産性向上設備等（仮称）に該当するものを取得・事業供用した場合、即時償却と取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）の税額控除との選択適用ができることとなります。	産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月末までに経済産業大臣の確認を受けた資産について適用
研究開発税制の見直し	産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で一定時期に重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定を受けたものの各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、その研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の場合は50%）の税額控除ができることとなります。	産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月末までに認定を受けた法人の各事業年度について適用

令和8年度税制改正大綱 概略 ②法人税・消費税

項目	内 容	適用時期等
賃上げ税制の廃止・課税の強化	①全法人向けの措置は令和8年3月31日をもって廃止されます。 ②中堅企業向け（従業員数が2,000人以下である法人向け）の措置は、令和9年3月31日をもって廃止され、次の見直しが行われます。 ・原則の税額控除率（10%）が適用できる場合が、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行3%以上）の場合になります。 ・継続雇用者等給与支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置が、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%加算され、その増加割合6%以上である場合は、15%が加算される措置とされます。 ・教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。 ③中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。	①令和8年3月31日をもって廃止 ②令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用 ③大綱に明記なし
インボイス制度に係る経過措置の見直し	①インボイス発行事業者となった一定の小規模個人事業者が、納税額を売上税額の2割とする特例が3割に改正の上、2年間延長されます。 ②免税事業者からの課税仕入に係る税額控除の経過措置について、控除可能割合が令和8年10月から70%、令和10年10月から50%、令和12年10月から30%となります。	①令和10年9月30日までの日の属する各課税期間まで延長 ②令和13年9月30日まで延長

令和8年度税制改正大綱 概略 ③所得税

項目	内 容	適用時期等
年収の壁の 178万円への 引上げ	所得税の負担開始水準が現行の160万円から下記①～④の合計の178万円に引き上げられます。（①と②は消費者物価指数の上昇率6%を考慮） ①合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除額が58万円から4万円引き上げられ、62万円になります。 ②給与所得控除の最低保障額が65万円から4万円引き上げられ、69万円になります。 ③基礎控除額が加算される特例が5万円引き上げられ、最大42万円になります。（合計所得金額が132万円以下の場合、37→42万円と5万円引上げ） ④給与所得控除の最低保障額の特例が新設され、5万円追加となります。	①②③ 令和8年分以後の所得税 について適用 ④ 令和8年・9年の所得税 について適用
基礎控除額の 加算の特例の 拡充	令和8～9年の基礎控除額が加算される特例の対象が拡大され、合計所得金額489万円以下の方は基礎控除額が特例込みで104万円となり、給与所得控除額が特例込みで74万円となり合計で178万円が所得から控除できるようになります（現行は所得水準に応じ段階的に控除額が減少）。	令和8年分以後の所得税 について適用
扶養控除等の 見直し	① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げられます。 ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げられます。 ③ 勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げられます。	令和8年分以後の所得税 について適用

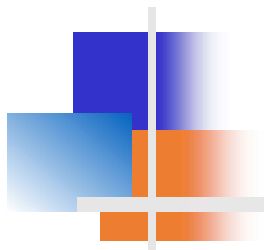
令和8年度税制改正大綱 概略 ③所得税

項目	内 容	適用時期等																											
住宅ローン減税の延長・見直し	住宅ローン減税の適用期限が令和12年入居まで5年間延長となり、既存住宅に係る借入限度額が拡充されます。また、床面積要件が40㎡以上に緩和されている特例の適用範囲が既存住宅にも拡充されます。 <table><tr><th rowspan="2">住宅の区分</th><th colspan="2">特例対象個人※1</th><th colspan="2">左記以外</th></tr><tr><th>新築等</th><th>既存住宅</th><th>新築等</th><th>既存住宅</th></tr><tr><td>認定住宅</td><td>5,000万円</td><td rowspan="2">4,500万円</td><td>4,500万円</td><td rowspan="2">3,500万円</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>4,500万円</td><td>3,500万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>3,000万円※2</td><td>3,000万円</td><td>2,000万円※2</td><td>2,000万円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td colspan="4">2,000万円</td></tr></table> ※1 下記のいずれかの個人 ・年齢40歳未満であって配偶者を有する者 ・年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者 ※2 適用年は令和8年・9年	住宅の区分	特例対象個人※1		左記以外		新築等	既存住宅	新築等	既存住宅	認定住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円	3,500万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	省エネ基準適合住宅	3,000万円※2	3,000万円	2,000万円※2	2,000万円	上記以外	2,000万円				令和12年12月31日の居住開始までに延長
住宅の区分	特例対象個人※1		左記以外																										
	新築等	既存住宅	新築等	既存住宅																									
認定住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円	3,500万円																									
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円																										
省エネ基準適合住宅	3,000万円※2	3,000万円	2,000万円※2	2,000万円																									
上記以外	2,000万円																												
NISAの拡充	NISAの口座開設可能年齢の下限が撤廃され、18歳未満でも口座が開設できるようになります。 <table><tr><th></th><th colspan="2">つみたて投資枠</th><th>成長投資枠</th></tr><tr><td>対象年齢</td><td colspan="2">0～17歳</td><td>18歳以上</td></tr><tr><td>年間投資枠</td><td>60万円</td><td>120万円</td><td>240万円</td></tr><tr><td>非課税保有 限度額</td><td>600万円</td><td>自動的に移行</td><td>1,800万円 1,200万円</td></tr><tr><td>投資対象</td><td colspan="2">積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託</td><td>上場株式・公募等株式投資信託等</td></tr><tr><td>払出し</td><td colspan="2">一定の要件の下、12歳以降払出しが可能</td><td>制限なし</td></tr></table>		つみたて投資枠		成長投資枠	対象年齢	0～17歳		18歳以上	年間投資枠	60万円	120万円	240万円	非課税保有 限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円	投資対象	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募等株式投資信託等	払出し	一定の要件の下、12歳以降払出しが可能		制限なし	令和9年分以後の所得税から適用			
	つみたて投資枠		成長投資枠																										
対象年齢	0～17歳		18歳以上																										
年間投資枠	60万円	120万円	240万円																										
非課税保有 限度額	600万円	自動的に移行	1,800万円 1,200万円																										
投資対象	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募等株式投資信託等																										
払出し	一定の要件の下、12歳以降払出しが可能		制限なし																										

令和8年度税制改正大綱 概略 ③所得税

項目	内 容	適用時期等
暗号資産の譲渡所得に係る課税の見直し	居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して一定の暗号資産を譲渡等した場合には、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されることとなります（現行は総合課税）。	金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に行う譲渡等について適用
青色申告特別控除の見直し	一定の要件の見直しの上、青色申告特別控除が各10万円ずつ引き上げられ、55万円は65万円に、65万円は75万円になります。	令和9年分以後の所得税について適用
防衛特別所得税（仮称）の創設	① 防衛特別所得税（仮称）が創設され、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて課税されます（基準所得税額の計算は復興特別所得税と同様）。 ② 復興特別所得税の税率が1.1%(現行：2.1%)に1%引き下げられ、課税期間が令和29年まで（現行：令和19年まで）に10年間延長されます。	① 令和9年分以後の当分の間 ② 令和9年から適用され、令和29年まで延長
ふるさと納税の見直し	ふるさと納税について、個人住民税所得割額の2割と定額控除限度額193万円（給与収入の場合1億円相当）のいずれか低い金額までとなります。	令和10年分以後の個人住民税について適用
極めて高い水準にある高所得者層に対する課税強化の見直し	税負担の公平性の観点から極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化のための措置が見直しされ、課税対象が拡大されます。 <u>下記の②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税</u> ① その年分の基準所得税額 ② $(\text{その年分の基準所得金額} - \text{特別控除額}1.65\text{億円}) \times 30\%$ 現行は特別控除額が3.3億円、税率は22.5%	令和9年分以後の所得税について適用

項目	内 容	適用時期等
貸付用不動産の 評価方法の見直し	貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産（※1）は、課税時期における通常取引価額（※2）に相当する金額で評価することになります。不動産小口化商品（※3）についても同様の改正が行われます。 ※1 改正を通告に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る）に新築した家屋（同日に建築中のものを含む）には適用されません。 ※2 課税上の弊害がない限り、取得価額に地価の変動等を考慮して計算した価額の80%に相当する金額 ※3 不動産小口化商品については取得時期に関係なく適用	令和9年1月1日以後の相続等により取得する財産の評価について適用
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、令和8年3月31日に終了となります（同日までに拋出された金銭等は引き続き適用可）。	令和8年3月31日に終了
非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限の延長	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の適用に必要な手続きである特例承継計画の提出期限が1年6月延長されます。	特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで延長



法人課税

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設（概要）（法人税・所得税）

ポイント

「強い経済」の実現に向け、大規模かつ高い収益性を目指す大胆な設備投資に対し、即時償却または税額控除を認める措置が創設されます。ここでは対象法人などの制度の概要について解説します。

制度概要

項目	内容	
対象法人	青色申告書を提出する法人	
対象資産	経済産業大臣の確認を受けた「特定機械装置等」で、国内にある事業の用に供したもの（貸付用を除く）	
生産等設備要件	事業の用に直接供される減価償却資産であること ※事務用器具備品、本店、寄宿舍等の建物、福利厚生施設等は対象外	
取得価額要件	機械装置	1台/1基 160万円以上
	工具及び器具備品	1台/1基 120万円以上(40万円以上、かつ、年度の合計金額が120万円以上の場合も可)
	建物	一の取得価額 1,000万円以上
	建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額 120万円以上 (附属設備は60万円以上、かつ、年度の合計金額が120万円以上の場合も可)
	ソフトウェア	一の取得価額 70万円以上
税制措置	以下のいずれかを選択して適用 1. 特別償却：取得価額までの即時償却 2. 税額控除：取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）を法人税額から控除 ・税額控除額は、当期の法人税額の20%が限度 ・控除しきれなかった税額控除額は3年間の繰越しが可能（別途要件あり）	

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年（2029年）3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、確認日から5年を経過する日までに設備を取得・事業供用した場合に適用

特定生産性向上設備等投資促進税制（要件等）（法人税・所得税）

ポイント

この制度の適用を受けるためには、投資規模35億円以上や投資利益率15%以上などの要件を満たす「投資計画」を策定し、経済産業大臣の確認を受けた上で設備投資を実行する必要があります。ここでは主に「投資計画」で満たすべき要件について解説します。

要件等

【投資計画の主な要件】

項目	基準	詳細
1.投資規模	35億円以上 (中小企業者又は農業組合等は5億円以上)	計画に記載された生産性向上設備等の取得価額の合計額で判定
2.収益性	投資利益率（ROI）15%以上	投資計画における年平均の投資利益率が15%以上見込まれること
3.資金調達手段	計画に明記	計画の実現に必要な資金調達手段が具体的に記載されていること
4.機関決定	取締役会等による意思決定	投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づいていること
5.その他	設備投資の増加等	設備の導入が法人の設備投資を増加させるものであること等

【対象となる「取得等」】

新品資産の取得が対象となります。つまり、製作又は建設後に事業の用に供されたことのない資産の取得又は自社での製作若しくは建設が対象となります。ただし、建物については、改修による取得又は建設も対象となります。改修とは増築、改築、修繕又は模様替えをいいます。

【繰越控除】

3年間の繰越控除は、全ての法人が利用できるわけではなく、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、産業競争力強化法の認定及び経済産業大臣の確認を受けた法人に限り適用できます。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年（2029年）3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、確認日から5年を経過する日までに設備を取得・事業供用した場合に適用

特定生産性向上設備等投資促進税制（適用除外法人）（法人税・所得税）

ポイント

この制度は課税所得が増加した事業年度において、賃上げ要件や設備投資要件が未達の場合には適用することができません。
また、他の設備投資減税と重複して適用することもできません。

適用除外

1. 賃上げ要件・設備投資要件が未達の場合の適用除外（繰越控除を除く）

対象法人	改正案
大企業 (中小企業者(※1)又は農業協同組合以外の法人)	適用除外要件(下記のいずれも満たす場合は本制度の適用なし) ・当期の所得>前期の所得 ・下記①又は②のいずれかに該当する場合 ①継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%未満(※2) ②国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下(※3)

※1 適用除外事業者に該当するものを除く

※2 資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上である場合、又は、同従業員数が2,000人を超える場合には、2%未満

※3 資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上である場合、又は、同従業員数が2,000人を超える場合には、40%以下

2. 他の設備投資減税との重複適用不可

対象法人	改正案
特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人	投資計画の期間中、下記税制の適用不可 ① 地域未来投資促進税制 ② 中小企業経営強化税制（ただし②における繰越控除は重複適用可） ③ カーボンニュートラル投資促進税制

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年（2029年）3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、確認日から5年を経過する日までに設備を取得・事業供用した場合に適用

重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設（概要）

ポイント

AI・先端口ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケアなど、国家戦略として重要な六つの技術領域への研究開発を促す観点から、新たに「戦略技術領域型」の研究開発税制が創設されます。

改正内容

対象法人・適用要件	- 青色申告書を提出する法人 - 産業技術力強化法の改正を前提とし、同法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に同法に基づく重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定を受けること（認定を受けた法人を「認定研究開発法人」といいます。）
対象となる費用（※1）	①重点産業技術試験研究費の額 認定研究開発法人が同計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額 ②特別重点産業技術試験研究費の額 ①のうち産業技術力強化法における重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う試験研究又は同機関に委託する試験研究に係るもの
対象となる技術領域	①AI・先端口ロボット ②量子 ③半導体・通信 ④バイオ・ヘルスケア ⑤フュージョンエネルギー ⑥宇宙
税制措置	- 税額控除額：①重点産業技術試験研究費の額×40% ②特別重点産業技術試験研究費の額×50% - 税額控除額は、当期の法人税額の10%が限度 - 控除しきれなかった税額控除額は、3年間の繰越しが可能（※2）

※1 対象となる費用からは、他の研究開発税制（一般試験研究費の税額控除、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の税額控除）の適用を受けるものを除きます。

※2 繰越控除の適用要件：繰越控除の適用を受けようとする事業年度において、試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える必要があります。

適用時期

重点研究開発計画の認定日から、同日以後5年を経過する日、又は、同計画における計画期間終了の日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度

重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度（通算法人の取扱い）

ポイント

グループ通算制度における「戦略技術領域型」の研究開発税制の適用にあたっては、以下措置が講じられます。具体的な算定方法などについては今後確認が必要になります。

改正内容

【通算法人の税額控除額】

(1) 重点産業技術試験研究費基準額

通算グループ全体の
重点産業技術試験研究費の額

×

税額控除割合

(2) 法人税額基準額

通算グループ全体の法人税額

×

10%

(1)と(2)のいずれか
少ない金額

×

通算法人の法人税額

通算グループ全体の法人税額の合計 (※1)

※1 以下「控除分配割合」と記載

※2 現行の試験研究費の税額控除と同様の算定方法に拠るものとして記載しております。

【繰越控除額】

(1) 算定対象：通算法人ごとに判定。ただし、適用要件については通算グループ全体の試験研究費の額により判定します。

(2) 算定方法：以下のうちいずれか少ない金額が繰越控除額となります。

① その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の重点産業技術試験研究費基準額が法人税額基準額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額等

② 適用事業年度の法人税額の10%相当額

【その他所要の措置】

通算グループ内の他の法人の各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が確定申告書に記載された金額等と異なる場合には、確定申告書に記載された金額等を各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等とみなす他、所要の措置が講じられます。

適用時期

重点研究開発計画の認定日から、同日以後5年を経過する日、又は、同計画における計画期間終了の日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度

中小企業技術基盤強化税制の見直し（法人税・法人住民税・所得税）

ポイント

中小企業向けの研究開発税制について、控除率及び控除上限の上乗せ措置の適用期限が3年間延長されます。また、継続的な研究開発を促す観点から、3年間の繰越控除制度が創設されます。

改正内容

■ 税額控除率と控除上限

税額控除率と控除上限（内容は変更無し）			
控除率	増減試験研究費割合（A）（※1）	12%超	（1） $12\% + (A - 12\%) \times 0.375$ （上限17%）
		12%以下	（2）一律12%
	試験研究費割合（B）（※2）	10%超	上記（1）又は（2）に下記を上乗せ （3） $\{ \text{上記（1）又は（2）} \} \times (B - 10\%) \times 0.5$ （上限10%）
控除上限	原則		（4）法人税 $\times 25\%$
	A	12%超	（5）（4）に法人税 $\times 10\%$ を上乗せ
	B	10%超	（6）（4）に法人税 $\times (B - 10\%) \times 2$ （上限10%）を上乗せ

上乗せ措置

上乗せ措置
（選択適用）

■ 繰越控除制度の創設

（※1）増減試験研究費割合：過去3期分の平均試験研究費の額に対する当期の試験研究費の額の増減割合をいいます。

（※2）試験研究費割合：当期及び過去3期分の平均売上高に占める当期の試験研究費の額の割合をいいます。

控除しきれなかった税額控除額について、3年間の繰越しが可能となります。

適用要件 ①繰越控除を受けようとする事業年度の試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超えていること

②同事業年度において一般試験研究費の税額控除の適用を受けていないこと

通算法人における留意事項

- ・上記①については通算グループ全体の試験研究費の額により判定します。なお繰越控除額は、通算法人ごとに計算します。
- ・通算グループ内の他の法人の修正申告等により試験研究費の額等が、確定申告書に記載された金額等と異なる場合には、確定申告書に記載された金額等を試験研究費の額等とみなす他、所要の措置が講じられます。

適用期限・時期

令和11年（2029年）3月31日まで3年延長

ただし、繰越控除制度の適用時期については大綱に明記なし

一般試験研究費の税額控除制度の見直し（法人税・所得税）

ポイント

前述の通り、全企業向けの研究開発税制（一般型）については、控除率のトップラインは維持しつつ、さらなる試験研究費の増加を促す観点から控除率や控除上限の厳格化がなされます。ここでは税額控除率について解説します。

改正内容

項目		現 行		改正案	
適用年度		令和8年（2026年）3月31日まで		令和9年（2027年）4月1日から	
控除率		1%～14%		0%～14%	
控除率	増減試験研究費割合（A）	12%超	$11.5\% + (A - 12\%) \times 0.375$ （上限14%（原則10%））	15%超	$11.5\% + (A - 15\%) \times 0.375$ （上限14%（原則10%））
		12%以下	$11.5\% - (12\% - A) \times 0.25$ （下限1%）	3%超 15%以下	$8.5\% + (A - 3\%) \times 0.25$
	試験研究費割合（B）	10%超	上記の控除率に控除率 $\times$ （B - 10%） $\times 0.5$ を上乘せ（上限10%）	3%以下	$8.5\% + (A - 3\%) \times 13$ 分の8.5 （下限0%）
				10%超	同左

ここが見直し

現行では増減試験研究費割合12%を軸に控除率を算定しているところ、改正案では15%と3%の2つの壁を設けて控除率を算定する方法へと改正されます。なお、令和8年（2026年）4月1日から令和9年3月31日までの控除率は以下の通りです。

控除率		0%～14%	
控除率	増減試験研究費割合（A）	12%超	現行と同じ $11.5\% + (A - 12\%) \times 0.375$ （上限：14%（原則10%））
		0%以上12%以下	$11.5\% - (12\% - A) \times 0.25$
		0%未満	$8.5\% + A \times 30$ 分の8.5（下限：0%）

※試験研究費割合（B）の上乗せ措置については、現行制度と同様 また、（A）と（B）の内容は前のページを参照

適用時期

令和9年（2027年）4月1日以後に開始する事業年度から令和11年（2029年）3月31日までに開始する各事業年度

一般試験研究費の税額控除制度の見直し（法人税・所得税）

ポイント

全企業向けの研究開発税制（一般型）については、控除率のトップラインは維持しつつ、さらなる試験研究費の増加を促す観点から税額控除率や控除上限の厳格化がなされます。ここでは控除上限について解説します。

改正内容

項目		現 行		改正案	
適用年度		令和9年（2027年）3月31日まで		令和9年（2027年）4月1日から	
控除上限		法人税×25%+△5%～10%他		同左	
控 除 上 限	原則	25%		同左 25%	
	増減試験 研究費割合 (A)	4%超	原則に（A－4%）×0.625を上乗せ （上限5%）	7%超	原則に（A－7%）×0.625を上乗せ （上限5%）
		△4%未満	原則から（Aの絶対値－4%）×0.625 を減算（上限△5%）	△1%未満	原則から（Aの絶対値－1%）×0.625を 減算（上限△5%）
	試験 研究費割合 (B)	10%超	原則に法人税×（B－10%）×2）を 上乗せ（上限10%）	10%超	同左

ここが見直し

現行では調整前法人税額の25%相当額をベースに、増減試験研究割合の加減算や試験研究費割合の上乗せを考慮して控除上限が算定されている。改正案においても、調整前法人税額の25%相当額をベースに算定するものの、増減試験研究費割合の加減算措置について、より厳格なものへと見直しがなされている。

なお、増減試験研究割合の上乗せ措置と試験研究費割合の上乗せ措置は選択適用である。

また、上記の他に、一定のベンチャー企業の場合の上乗せ措置（上限15%）がある。

適用時期

令和9年（2027年）4月1日以後に開始する事業年度から令和11年（2029年）3月31日までに開始する各事業年度

特別試験研究費の税額控除制度の見直し

国外で行われる委託試験研究費の適用範囲の見直し（法人税・所得税）

ポイント

特別試験研究費の税額控除制度について、次の見直しがされます。
また、研究開発税制の適用を受ける委託試験研究費のうち、委託先が国外であるものについては、その適用が一部制限されることになります。

改正内容

項目	改正案
1. 特別試験研究費の税額控除制度の見直し	(1) 見直し内容 ①大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額 一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額（現行：専門家による確認が必要） ②その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究費の額 重点産業技術試験研究費の税額控除の適用を受ける場合は、本制度の適用の対象外となります。 ③新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究の要件 (2) 適用時期 大綱に明記なし
2. 国外で行われる他の者に委託する試験研究（※1）に係る試験研究費の額	(1) 医薬品、医療機器、再生医療等製品に係る試験研究のうち、一定のものについては、その試験研究費の全額が税額控除の対象になります。
	(2) (1) 以外の試験研究費については、開始する事業年度の区分に応じ、それぞれの割合を乗じた金額が税額控除の対象となります。
	i 令和8年4月1日（2026年）から令和9年（2027年）3月31日までの間 70%
	ii 令和9年4月1日（2027年）から令和10年（2028年）3月31日までの間 60%
	iii 令和10年（2028年）4月1日以降 50%

※1 契約又は協定により委託する試験研究で、その委託に基づき行われる試験研究が国外で行われるものに限る

適用時期

各項目ごとに記載

賃上げ促進税制の廃止と見直し（法人税・法人住民税・所得税）

ポイント

賃上げ促進税制のうち、全企業（大企業）向けの制度については適用期限から1年前倒しで廃止となります。

中堅企業向けの制度については適用要件を見直した上で、適用期限到来をもって廃止となります。

中小企業向けの制度については教育訓練費の上乗せ措置が廃止となります。

改正内容

項目	適用時期等	改正前と改正案の変更点						
全企業（大企業）向け -制度の廃止	令和8年（2026年）3月31日をもって 廃止 （令和8年（2026年）4月1日から開始する事業年度においては制度の適用なし）	賃上げ率	3% 以上	4% 以上	5% 以上	7% 以上	教育 訓練費	くるみん えるぼし
		現行控除率	10%	15%	20%	25%	+5%	+5%
		改正案	廃止					
中堅企業向け -適用要件の厳格化及び 廃止	①令和8年（2026年）4月1日から賃 上げ率に応じた控除率が厳格化 また、上乗せ措置については廃止 （令和8年（2026年）4月1日から開始する事業年度から 厳格化）	賃上げ率	3% 以上	4% 以上	5% 以上	6% 以上	教育 訓練費	くるみん えるぼし
		現行 控除率	10%	25%			+5%	+5%
	②令和9年（2027年）3月31日をもっ て廃止 （令和9年（2027年）4月1日から開始する事業年度にお いては制度の適用なし）	改正案①	-	10%	15%	25%	廃止	+5%
		改正案②	廃止					
中小企業向け -教育訓練費の上乗せ措 置の廃止	教育訓練費の上乗せ措置の廃止 （適用時期については、大綱に明記なし）	賃上げ率	1.5%以上		2.5%以上		教育 訓練費	くるみん えるぼし
		現行控除率	15%		30%		+10%	+5%
		改正案	15%		30%		廃止	+5%

ポイント

本制度の対象から特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受ける機械装置等が除外され、また、不適用措置の要件が厳格化されます。

改正内容

【取得価額を基礎とした金額による税額控除の額】

現行

産業競争力基盤強化商品の生産用資産及び当該商品の生産に使用する減価償却資産に対する投資の合計額

産業競争力基盤強化商品

自動車、鉄鋼、基礎化学品、燃料（※1）

半導体

改正案

特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受ける特定機械装置等の取得価額は、投資の合計額には含めないこととされます。

※1 産業競争力基盤強化商品のうち、半導体を除いたものを特定産業競争力基盤強化商品といいます。

【不適用措置の判定方法】

改正案

当期の所得が前期の所得を超える一定の事業年度は、要件①及び②の両方を満たす場合のみ、本制度を適用することができます。

現行は「どちらかを満たす場合」

要件①

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

現行は「1%」

要件②

$$\text{当期の国内設備投資額} > \text{当期償却費総額} \times 40\%$$

適用時期

産業技術力強化法の改正法の施行日から適用

研究開発税制等の税額控除の不適用措置の見直し（法人税・所得税）

ポイント

大企業向けの研究開発税制等の不適用措置については要件の厳格化を行った上で、令和11年（2029年）3月31日まで延長されます。

改正内容

■大企業は特定の税額控除を適用する際に一定の制限が設けられており、その要件が一部見直されます。（厳格化）

項目	現 行	改正案
1. 特定税額控除の範囲	研究開発税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル（CN）投資促進税制	「 重点産業技術試験研究費 」を追加（繰越控除制度を除く）
2. 給与要件（原則）	継続雇用者給与等支給額＞継続雇用者比較給与等支給額	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times$ 101%
3. 給与要件（上乘せ）	一定の大企業（※1）は、継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times$ 101%	一定の大企業（※1）は、継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times$ 102%
4. 地域未来投資促進税制 CN投資促進税制	当期の所得が前期の所得を超える一定の事業年度においては、給与要件 又は 国内設備投資要件のどちらかを満たすと、左記税制の適用あり	同事業年度において、給与要件 及び 国内設備投資要件（※2）の両方を満たす場合のみ、左記税制の適用あり⇒ 要件の厳格化

※1 大企業のうち、次のいずれかに該当する企業

- ・前年度の所得が黒字で、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上
- ・前年度の所得が黒字で、常時使用する従業員数が2,000人超

※2 国内設備投資要件：国内設備投資額＞当期の減価償却費 $\times$ 30%（※1の大企業は40%）

適用時期

令和8年（2026年）4月1日以後に開始する事業年度から適用

特別新事業開拓事業者株式の所得の特例の見直し（法人税）

ポイント

いわゆるオープンイノベーション促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、取得価額要件の上げが行われます。また、株式取得後3年以内に議決権の50%超を有することとなる見込みの場合を対象に加える等の緩和措置が講じられます。

なお、この制度は、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、または、スタートアップ企業の成長に資するM&Aを行った場合に、その株式の取得価額の25%相当額等を課税所得から控除することができる制度です。

改正内容

区分	取得価額の下限	控除対象となる取得価額の上限	所得控除率	備考
1.新規出資型 (増資が対象)	大企業：1億円以上→ 2億円以上 中小企業：1,000万円以上	50億円	25%	取得価額の下限の要件は、増資を引き受ける法人側の企業規模に応じて定められている 新設された下記3の適用を受ける株式と同一銘柄のものは適用対象外
2.M&A型 (発行法人以外からの購入による取得かつ議決権割合が新たに50%超となるものが対象)	全企業 5億円以上→ 7億円以上	200億円	25%	新設された下記3の適用を受ける株式と同一銘柄のものは適用対象外 発行法人の成長発展が証明された合併における特別勘定の取崩し（益金算入）については、合併翌年度から5年間での均等取崩しへ（従来は一括取崩等）
3.M&A型 (拡充)	全企業 3億円以上	200億円	20%	取得日から3年以内に議決権の50%超を有することとなる見込みのものも対象へ 3年経過時に過半数を有しない場合や、その後過半数を有しなくなった場合は取崩し

適用時期

関係法令の改正を前提に、適用期限を令和10年（2028年）3月31日まで2年延長

外形標準課税の付加価値割における賃上げ促進税制の取扱い

ポイント

法人税における賃上げ促進税制の改正に合わせて、外形標準課税における全企業（大企業）向けの措置についても適用期限を待たずに令和8年（2026年）3月31日に廃止されます。
中堅企業向けの措置については要件を引き上げつつ、適用期限である令和9年（2027年）3月31日に廃止されます。

改正内容

【付加価値割額の算定（イメージ）】

単年度損益	純支払賃借料	純支払利子	報酬給与額	－	雇用者に対する給与総額の 対前年比の増加額（※）	×税率（標準）1.2%
-------	--------	-------	-------	---	-----------------------------	-------------

- ※ 控除額＝控除対象雇用者給与等支給増加額×{(報酬給与額－雇用安定控除額)÷報酬給与額}
- ・雇用安定控除との重複の調整措置あり
 - ・付加価値割の課税標準＝付加価値額－雇用安定控除－控除額

【改正内容】

項目	現 行	改正案
全企業（大企業） 向け	要件：継続雇用者給与等支給額の対前年比の 増加率が 3% 以上 控除額：雇用者に対する給与総額の対前年比の 増加額を控除する	廃止
中堅企業向け		要件：同増加率が 4% 以上 控除額：同左 対象法人：常時使用する従業員の数が2,000人 以下の法人のみ適用可（ 新設 ）

適用時期

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの間に開始する事業年度において適用

地方活力向上地域等における建物等の特別償却等の見直し（概要）

ポイント

いわゆる地方拠点強化税制のうちオフィス減税については、対象資産の範囲や税制措置を拡充した上で、その適用期限が2年間延長されます。なお、適用要件については厳格化されます。
（所得税についても同様）

改正内容

項目	特定建物等の分類		現 行	改正案
移転型 新規追加	建物等及び構築物の 新設・増設・新築の 購入	特別償却	取得価額×25%	改正なし
		税額控除	取得価額×7%（※1）	取得価額× 8% （※1）
	中古の建物等及び 構築物 （※2）	特別償却	対象外	取得価額× 15%
		税額控除	対象外	取得価額× 4% （※1）
拡充型 新規追加	建物等及び構築物の 新設・増設・新築の 購入	特別償却	取得価額×15%	取得価額× 20%
		税額控除	取得価額×4%（※1）	取得価額× 5% （※1）
	中古の建物等及び 構築物 （※2）	特別償却	対象外	取得価額× 10%
		税額控除	対象外	取得価額× 2% （※1）

※1 当期の法人税額等の20%が上限

※2 事業の用の供されたことがあるものが対象です。なお、これらの資産を事業の用に供するためにその取得に伴い実施する改良と、同じくこれらの資産を事業の用に供するために実施する工事に伴って取得又は製作するものを含みます。

適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定期限：令和10年（2028年）3月31日まで
（認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります）

地方活力向上地域等における建物等の特別償却等の見直し（要件）

ポイント

オフィス減税の適用要件につき、大企業にあっては取得価額要件が厳格化されます。
また、新たに雇用者の増加に関する要件が追加されます。

改正内容

項目		大企業（右記以外）		中小企業者（※1）	
		現 行	改正案	現 行	改正案
適用要件	取得価額の下限	3,500万円以上	i 4,500万円以上、かつ、 ii 一の特定業務施設を構成する建物等及び構築物の取得価額合計が10億円以上	1,000万円以上	改正なし
	対象となる上限	80億円	改正なし	80億円	改正なし
	特定雇用者の増加数（※2）	該当なし	60人以上	該当なし	20人以上
	常時雇用する従業員の数（※3）	該当なし	60人以上	該当なし	20人以上

新規追加

※1 適用除外事業者該当するものを除く

※2 特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日において、その特定業務施設（特定業務児童福祉施設を除く）に勤務する特定雇用者の増加数で判定します。なお、特定雇用者からは集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者を除きます。

※3 特定建物等に係る整備計画（認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）の実施期間中に、特定業務施設において増加が見込まれる常時雇用する従業員の数として記載された数で判定します。

適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定期限：令和10年（2028年）3月31日まで
（認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります）

地方活力向上地域等における建物等の特別償却等の見直し（要件）

ポイント

オフィス減税の適用要件につき、離職者に関する要件が追加されます。
また、オフィス減税の前提となる整備計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）の認定要件が見直された上で、その認定期間も2年間延長されます。

改正内容

項目		大企業（右記以外）・中小企業者（※1）共通	
		現 行	改正案
適用要件（続き）	離職者要件（※4）	該当なし	事業主都合による離職者がいないことにつき証明されること
	整備計画の認定要件	【都道府県知事による認定を受けるための要件】 ①都道府県の地域再生計画に適合すること・本社機能（事務所・研究所・研修所）の整備であること ②特定業務施設において、本社機能に従事する従業員数が5人（中小企業者（中小企業等経営強化法に定義）は1人）以上増加すること ③円滑かつ確実に実施されると見込まれること等	②の要件について、その増加する従業員数から集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した者の数を除外
	整備計画の認定期限	令和8年（2026年）3月31日まで	令和10年（2028年）3月31日まで（2年延長）

※4 整備計画の認定を受けた日からその認定に係る特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日までの期間内において、事業主都合による離職者（人員整理、事業の休廃止等による解雇の事由による離職者に限る）がいないことにつき、証明がなされること

適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定期限：令和10年（2028年）3月31日まで
（認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります）

地方活力向上地域等における雇用者増加の税額控除制度の廃止

ポイント

いわゆる地方拠点強化税制のうち雇用促進税制については、令和8年（2026年）3月31日までに整備計画の認定を受ける必要があるところ、本制度は同日をもって廃止されます。

改正内容

【廃止】

制度の概要：特定業務施設（※1）における雇用者数の増加に応じて、次の金額を法人税額から控除することができます。

項目	移転型	拡充型
Ⅰ	新規雇用者数（無期かつフルタイム）	
	1人あたり 90万円 （50万円 + 上乗せ40万円）	1人あたり 30万円
Ⅱ	転勤者数（無期かつフルタイム） （特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した人数）	
	1人あたり 80万円 （40万円 + 上乗せ40万円）	1人あたり 20万円
適用要件	適用年度及びその前2事業年度に事業主都合の離職者がいないこと	
適用期間	令和8年（2026年）3月31日までに都道府県知事の認定を受けること	
限度額	当期の法人税額等の20% （オフィス減税との合算）	当期の法人税額等の20%

出典：内閣府地方創生推進事務局資料を一部加工

※1 事務所、研究所、研修所

少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し・延長（法人税・所得税）

ポイント

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例につき、取得価額の要件が40万円未満に引き上げられます。また、対象法人を見直した上で、3年間延長されます。

改正内容

【制度の概要】

中小企業者等が一定の減価償却資産を取得した場合には、年300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）が認められます。なお、中小企業者等のうち一定の法人は、この特例の適用対象から除かれています。

【改正案】

- (1) 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満に引上げ
- (2) 適用対象外となる法人のうち、常時使用する従業員数が500人を超える法人について、従業員数を400人に引下げ
- (3) 適用期限を3年延長

項目	現 行	改正案
取得価額	30万円未満	40万円未満
適用対象外の法人	常時使用する従業員数が500人を超える法人	同従業員数が 400人 を超える法人
	出資金等が1億円超の組合等のうち従業員数300人超の法人	同左
	適用除外事業者	同左

※ 貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除く。

適用時期

令和11年（2029年）3月31日までに事業の用に供した分まで適用

企業グループ間取引の書類の保存の特例（法人税）

ポイント

企業グループ内の関連者取引、特に無形資産や役務の提供の対価算定における透明性を高め、課税の公平性を確保することを目的として新設されます。

制度概要

【対象取引】

内国法人が「関連者」との間で行う「特定取引」（販売費・一般管理費等の費用となるもの）

関連者	移転価格税制における関連者※と同様の基準で判定
特定取引	以下の取引 1. 無形資産の取引 関連者から内国法人への工業所有権、著作権、プログラムの著作物等の譲渡又は貸付け 2. 役務の提供 関連者から内国法人への研究開発、広告宣伝、経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供

【必要措置】

特定取引を行った場合に取引関連書類等（見積書、契約書、領収書など）に資産又は役務の提供の明細、対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その内容を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得又は作成し、保存すること。

【罰則】

この規定による書類の保存義務を遵守しない場合、青色申告の承認の取消事由になり得ます。

※関連者とは…①親子関係（いずれか一方が他方の発行済株式等の50%以上を保有する関係） ②兄弟関係（二の法人が同一の者によってそれぞれ発行済株式等の50%以上を保有されている関係）③実質支配関係（法人の役員について、いずれか一方の法人の役員の1/2以上で構成されている等により、一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部を実質的に決定できる関係）

適用時期

大綱に明記なし

投資簿価修正制度の調整勘定金額の加算措置（法人税）

ポイント

投資簿価修正制度に関連して、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人株式の譲渡を、一定要件のもと調整対象の譲渡から除外される措置が講じられます。

改正内容

【投資簿価修正における資産調整勘定対応金額の加算措置】

$$\text{簿価純資産価額とされる金額} = \left\{ \frac{\text{資産の帳簿価額の合計額} - \text{負債の帳簿価額の合計額}}{\text{調整勘定対応金額の合計額}} + 1 \right\} \times \frac{\text{その法人が有するその通算法人の株式数}}{\text{その通算法人の発行済株式総数}}$$

$$\text{調整勘定対応金額} = \left\{ \text{非適格合併等対価額に相当する金額} - \left[\text{株式取得時に有する資産（時価）} - \text{株式取得時に有する負債（時価）} \right] \right\} \times \frac{\text{取得した通算子法人の株式数}}{\text{取得時の通算子法人の発行済株式総数}}$$

【改正による見直し】

項目	改正前	改正案
通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式を譲渡した場合の調整勘定対応金額の加算措置	加算措置の対象	全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が、加算措置の対象から除外※

※上記の取得決議により交付を受けた離脱法人の株式の価額が、その譲渡をした株式の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合は除外されます（改正前と同様に調整の対象となる譲渡に該当）。

適用時期

大綱に明記なし

カーボンニュートラル投資促進税制の見直し・延長

(法人税・法人住民税・法人事業税・所得税)

ポイント

カーボンニュートラル投資促進税制について、炭素生産性の要件を見直しつつ、特別償却率及び税額控除率の引き下げを行った上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正内容

【カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の概要】

青色申告書を提出する法人が産業競争力強化法の計画認定制度に基づいて、生産工程効率化等設備等の取得等をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において特別償却又は税額控除のいずれかの規定の適用が可能
(投資額:500億円まで、控除限度額:法人税額の20%)

【税額控除率及び認定要件の引上げ】

現 行			改正案		
企業区分	炭素生産性控除率	税制措置	企業区分	炭素生産性向上率	税制措置
中小企業者等	17%以上	税額控除：14% 特別償却：50%	中小企業者等	22%以上	税額控除：10% 特別償却：30%
	10%以上17%未満	税額控除：10% 特別償却：50%		17%以上	税額控除：5% 特別償却：30%
大企業 (中小企業者等以外)	20%以上	税額控除：5% 特別償却：50%	大企業 (中小企業者等以外)	25%以上 (※1)	税額控除：8% 特別償却：30%
	15%以上	税額控除：5% 特別償却：50%		20%以上 (※1)	税額控除：3% 特別償却：30%

(※1) 特定大企業（グループ会社を除くサプライチェーン上の国内の中小企業者の、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す一定の取組みを支援している大企業）については、炭素生産性向上率は現行通りとなります。

適用時期

令和10年（2028年）3月31日までの事業供用分まで適用

その他の租税特別措置法①（特定医療法人）（法人税）

ポイント

医療法人が特定医療法人として認められる要件の一部が変更されます。
また、株式分配が適格株式分配とされるための要件として
以下の要件に該当する株式分配も税制上適格株式分配に該当することとされます。

改正内容

【特定医療法人に適用される法人税率及び要件】

法人及び所得の区分		法人税率	改正案（追加される要件）
特定医療法人 （※1）	年800万円以下の金額	15%	特定外国人患者（公的医療保険未加入の自費負担外国人）に対し 請求する金額について具体的な金額基準が以下の通りとなります。 （1）自費診療報酬が同一の基準により計算される社会保険診療報酬 金額の3倍の金額の範囲内 （2）地域における標準的な料金を超えないこと
	年800万円超の金額	19%	

（※1）特定医療法人とは租税特別措置法第67条の2において『その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定めること』と規定されており、役員構成などについて各種一定の要件を満たした上で、国税庁長官の承認を得ている医療法人をいいます。

【株式分配の適格要件として新しく検討されている要件】（法人税・所得税）

適格株式分配とみなされるための要件として追加されるもの（※2）

1. 親会社の保有する完全子法人の株式のみが交付される現物分配であること
2. 現物分配直後に親法人が保有する子法人の株式の残数が、子会社の発行済株式の総数の20%未満となること
3. 親法人が株式分配の直前に他の法人との間による支配関係がないこと
4. 一定の割合の特定役員継続要件及び従業員継続要件を満たしていること
5. 事業の成長発展が見込まれるものとして、以下の要件を満たすこと
 - （1）親法人が事業継続がされること
 - （2）子法人も分配後の事業継続がされること
 - （3）親法人、子法人ともに生産性向上に関する目標達成の見込みがあること

（※2） 本改正では産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人による現物分配として完全子法人株式を分配する際の株式分配に限る

適用時期

特定医療法人の承認要件：適用時期未定、株式分配の適格要件：令和8年4月1日より適用

その他の租税特別措置法②（見直し・延長）

改正内容

項目	改正案
1. 企業立地促進区域等における課税の特例 （機械等取得に係る特別償却等の特例措置） （※1・2）	（1）見直し内容 ①新たに対象となる事業 新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるもの ②①に係る対象資産及び税率 特別償却率 機械装置…45% 建物等及び構築物…23% 税額控除率 機械装置…14% 建物等及び構築物…7% （2）適用期限 令和11年3月31日まで3年延長
2. 企業立地促進区域等における課税の特例 （避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度）（※1・2）	（1）見直し内容 ①新たに対象となる事業 新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるもの ②①に係る対象となる雇用者 平成23年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事務所に勤務又は区域内に居住していた者 ③①に係る税額控除率 税額控除率 9% （2）適用期限 令和11年3月31日まで3年延長

※1 所得税についても同様

※2 特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用

その他の租税特別措置法③（延長）

ポイント

各項目の延長については次のとおりです。

改正内容

項目	改正案
1. 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度（※1）	適用期限：令和10年3月31日まで2年延長
2. 輸出事業用資産の割増償却制度（※1）	適用期限：令和10年3月31日まで2年延長
3. 海外投資等損失準備金制度	適用期限：令和10年3月31日まで2年延長
4. 特定原子力施設炉心等除去準備金制度	適用期限：令和11年3月31日まで3年延長
5. 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる 還付制度の不適用措置 対象からの銀行等保有株式取得機構の欠損金額の除外措置	適用期限：令和10年3月31日まで2年延長
6. 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置	適用期限：令和11年3月31日まで3年延長
7. 新産業創出等推進事業促進区域における 開発研究用資産の特別償却制度等（※1）	適用期限：令和11年3月31日まで3年延長

※1 所得税についても同様

その他の租税特別措置法③（延長、廃止・縮減）（法人税・法人住民事業税）

ポイント

以下の各税制について、延長、廃止・縮減されます。

改正内容

項目	改正案									
1. 中小企業投資促進税制	(1) 見直し内容 ①1台又は1基の取得価額が40万円以上（現行：30万円以上）の 工具 の取得価額の合計額が120万円以上であること（※所得税についても同様） ②特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に適用し、税額控除制度を法人住民税に適用 (2) 適用時期 大綱に記載無し									
2. 国家戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	(1) 見直し内容 ①特別償却率、税額控除率の引下げ（※1） <table><tr><td></td><td>特別償却率</td><td>税額控除率</td></tr><tr><td>機械装置及び器具備品</td><td>45% → 40%</td><td>14% → 12%</td></tr><tr><td>建物及び構築物</td><td>23% → 20%</td><td>7% → 6%</td></tr></table> ②特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に適用 (2) 除外対象となる事業：情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステム、その他一定のシステムの研究開発等に関する事業 (3) 適用期限：令和10年3月31日まで2年延長		特別償却率	税額控除率	機械装置及び器具備品	45% → 40%	14% → 12%	建物及び構築物	23% → 20%	7% → 6%
	特別償却率	税額控除率								
機械装置及び器具備品	45% → 40%	14% → 12%								
建物及び構築物	23% → 20%	7% → 6%								

※1 令和8年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等に限る

適用時期

各項目ごと参照

その他の租税特別措置法④（延長）（法人税・法人住民税・法人事業税）

ポイント

以下の各税制の適用期限が延長されます。

改正内容

項目	改正案
1. 国際戦略総合特別区域における機械等の特別償却又は法人税額の特別控除制度（※1）	（1）見直し内容 除外事業：①情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業 ②希少金属の回収又はこれらに代替する物質の製造もしくは研究開発に関する事業 （2）適用期限：令和10年3月31日まで2年延長
2. 特定船舶の特別償却制度（※2）	（1）見直し内容 除外資産：①匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される外航船舶のうち、海上運送法の認定事業基盤強化事業者により建造された先進船舶以外の船舶 （2）適用期限：令和11年3月31日まで3年延長
3. 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（※2）	（1）見直し内容 見直し要件：器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げ （2）適用期限：大綱に明記なし

※1 特別償却制度を法人住民税及び法人事業税にも適用

※2 所得税についても同様

適用時期

各項目ごと参照

その他の租税特別措置法⑤（延長、廃止・縮減）

改正内容

項目	改正案
4. 特定都市再生建築物の割増償却制度の見直し・延長（※1）	(1) 見直し内容 ① 対象となる都市再生事業について「事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうちに占める割合が10%以上であること」が要件として追加 ② 対象となる特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る）の認定要件について、複合用途開発であることの要件の判定において分譲住宅の開発を除外 (2) 適用期限 令和11年3月31日まで3年延長
5. 倉庫用建物等の割増償却制度の廃止（※1）	所要の経過措置が講じられ、令和8年3月31日をもって廃止
6. 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例の見直し・延長	(1) 対象事業の除外 ① 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業 ② 高度医療施設等の運営に関する事業 (2) 適用期限 令和10年3月31日まで2年延長

※1 所得税についても同様

その他の租税特別措置法⑥（延長、廃止・縮減）（法人税・固定資産税）

ポイント

以下の各税制の制度期限について、一定の措置が講じられます。

改正内容

区分	現 行	改正案
1. 特定資産（船舶）の買換えの場合等の課税の特例	対象：一定の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換え 期間：令和8年3月31日までの買換え	除外資産：原動機の定格出力の合計が1,500kw以下の譲渡資産 適用期間：現行の買換えのうち、港湾の作業船については、令和10年3月31日まで延長
2. 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度	適用期限の到来をもって廃止
3. 投資法人に係る課税の特例（再生可能エネルギー発電設備に係る措置） 固定資産税	対象：太陽光、風力、水力又は地熱、バイオマス発電設備 期間：令和8年3月31日まで	対象：太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定 期間：取得期限を令和13年31日まで延長
4. 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	対象：事業の用に供した機械・装置及び建物等 期間：令和8年3月31日まで	所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止（所得税についても同様）

適用時期

各項目ごと参照

その他の租税特別措置法⑦（廃止・縮減）（法人税・法人住民税・法人事業税）

ポイント

適用期限の到来をもって廃止となります。（所得税についても同様）

改正内容

項目	改正案
1. 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度	令和8年3月31日をもって廃止
2. 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等	令和8年3月31日をもって廃止
3. 被災代替船舶の特別償却制度	令和8年度末までに取得等したものについては経過措置が設けられた上で令和8年3月31日をもって廃止

適用時期

各項目ごと参照

その他の租税特別措置法⑧（地方税）

ポイント

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一定の金額を追加する特例措置が講じられます。

改正内容

【電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の計算方法】

収入割の課税標準となる収入金額は、各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額から、国又は地方公共団体から受けるべき補助金等を控除した金額となります。

課税標準となる収入金額

=

①収入すべき金額の総額

－

②控除される収入金額※

項目	改正案
※②控除される収入金額の追加	一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連携線」という）の整備又は更新の実施及び維持を行う一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連携線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加
適用期間	3年間に限定

適用時期

大綱に明記なし

その他の租税特別措置法⑨（地方税）（延長・拡充）

ポイント

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である、収入金額に係る特例措置が3年延長されます。

改正内容

■ 適用期限が延長される特例措置の内容

課税標準の特例措置

法人事業税の課税標準である収入金額の算定にあたり、以下の収入金額を控除される収入金額の範囲に追加

1. 発電事業者が、一般送配電事業者等による託送供給により電気の供給を行う場合の託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額
2. 小売電気事業者が、一般送配電事業者等から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
3. 配電事業者が、電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物に関連して支払うべき定期支払額に相当する収入金額

適用期限

令和11年3月31日まで3年延長

その他の租税特別措置法⑩（廃止・縮減）

ポイント

以下の各税制の制度期限について、廃止・縮減されます。

改正内容

項目	改正案
1. 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置	特例措置は廃止され、開始する事業年度の区分に応じ、資本金等の額から、資本金等の額に下記のそれぞれの割合を乗じて得た金額を控除する経過措置が講じられます。 (1) 令和 8年4月1日から令和 9年3月31日までの間 …… 20分の19 (2) 令和 9年4月1日から令和10年3月31日までの間 …… 10分の9 (3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間 …… 10分の8 (4) 令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間 …… 10分の7 (5) 令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間 …… 10分の6 (6) 令和13年4月1日から令和14年3月31日までの間 …… 10分の5 (7) 令和14年4月1日から令和15年3月31日までの間 …… 10分の4 (8) 令和15年4月1日から令和16年3月31日までの間 …… 10分の3 (9) 令和16年4月1日から令和17年3月31日までの間 …… 10分の2 (10) 令和17年4月1日から令和18年3月31日までの間 …… 10分の1

適用時期

各項目ごと参照

ポイント

事業所税について、引き続き非課税等の一定の措置が講じられます。

改正内容

項目	改正案
非課税	(1) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の買い入れに関する業務として行う物品販売業に係る事業所税
	(2) 公益法人等の収益事業から除外される公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保険業の見直し後に同連合が行う収益事業以外の事業に係る事業所税
	(3) 関係法令の改正後の社会医療法人が行う収益事業以外の事業に係る事業所税
	(4) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後に社会福祉法人が行う収益事業以外の事業に係る事業所税
	(5) 関係法律の改正を前提に、改正後の農業近代化資金の貸付けを受けて設置される農林水産業者の共同利用に供する一定の施設に係る事業所税
延長	(1) 学校教育法の改正により専修学校において専攻科を創設後も、学校法人等に対する事業所税を非課税とする特例措置
	(2) 農林中央金庫の業務の範囲の見直し後も、農林中央金庫に対する事業所税を非課税とする特例措置

その他の改正（国税）①

ポイント

関連する法規の改正に伴い、一部の登記等について登録免許税非課税の対象となる取引及び法人の範囲が拡大、又は一部登録免許税について軽減措置が適用されます。

改正内容

■ それぞれ非課税及び軽減措置の対象となるもの

対象となる法人又は対象となる手続き	講じられる措置
①金融商品取引法の改正を前提とする 顧客財産管理人（仮称）（※1）	・ 非課税措置対象：顧客の財産を管理する業務及び財産管理上において生じる登録免許税
②社会福祉法の改正を前提とする、社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先としての範囲の見直し後の社会福祉法人	・ 見直し後の社会福祉法人： 登録免許税法別表第三における登録免許税が非課税とされる法人として引き続き該当
③農業近代化資金融通法の改正を前提として、農業近代化資金の融資に関して農業信用基金協会が抵当権の設定をする場合における登記等の手続き（※2）	・ 軽減措置対象：農業近代化資金の融資に関する抵当権設定登記等手続きにおける登録免許税

（※1） 金融商品取引法とは『金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等』を目的とする法規です。令和8年度税制改正大綱発表の時点では、『顧客財産管理人』（仮称）が明確な定義が定められていないため、具体的に対象となる者が確定していません。

（※2） 農業近代化資金融通法は『農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が利子補給を行う措置等を講ずること』を目的とする法規です。農業近代化資金は農業の近代化に資するため、融資機関が農業者に対して貸し付ける資金を示します。

出典：電子政府の総合窓口（e-Gov）に一部加筆

適用時期

大綱に明記なし

その他の改正（国税）②

改正内容

印紙税について、下記の改正が行われます。

対象となる文書	改正案
1. 病床転換助成事業（※1）に係る業務に関する文書	（1）前提：病床転換助成事業期限の令和12年3月末までの延長 （2）印紙税の取り扱い：社会保険診療報酬支払基金が行う左記文書については、引き続き非課税
2. 国民健康保険団体連合会が都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務に係る業務に関する文書	（1）前提：介護保険法等の改正 （2）印紙税の取り扱い：左記文書で国民健康保険団体連合会が作成するものについては、非課税
3. 農林中央金庫が作成する約束手形又は為替手形	（1）前提：農林中央金庫法の改正 （2）印紙税の取り扱い：農林中央金庫の業務の範囲の見直し後も、引き続き左記文書に対しては、一通につき一律200円が課税
4. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う一定の研究開発に関する設備等の供用の業務に関する文書	（1）前提：重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（仮称）の制定 （2）印紙税の取り扱い：改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の規定に基づき、左記文書で国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が作成するものについては、非課税
5. 独立行政法人中小企業基盤整備機構が一定の者（※2）に対して行う助言等の業務に関する文書	（1）前提：独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正 （2）印紙税の取り扱い：左記文書で独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成するものについては、非課税

※1 療養病床の転換を支援するため、医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を都道府県が助成する事業

※2 地域経済牽引事業用地の整備に関する計画を作成しようとする者及び当該計画の承認を受けた者

その他の改正（国税）③

ポイント

公益法人等の収益事業に係る課税について、以下の見直しがされます。

改正内容

項目	改正案
6. 収益事業から除外される事業の追加	・ 除外事業：脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務として行う物品販売業 ・ 電気事業法の改正を前提とした除外事業： 広域的運営推進機関が電気事業法に基づき実施する貸付業務のうち金銭貸付業
7. 関係法令の改正を前提とした収益事業から除外される医療保険業の要件の見直し（診療報酬額要件）	・ 診療報酬等が健康保険法の規定等による算定額以下であることの要件見直し 追加要件：特定外国人患者（※1）から受ける診療報酬の額に関し、「その診療報酬の額が、その算定される額に3を乗じて得た金額以下の額であって、地域における標準的な料金を超えないものであること」 ・ 病室差額料に係る要件の見直し 見直要件：公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保険業における病室差額料に係る要件を平均額1万円以下（現行：5,000円以下）に引上げ
8. 収益事業から除外される専修学校が行う技芸の教授等に係る見直し	・ 収益事業からの除外対象：専修学校の専攻科における技芸の教授等でその年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に該当するものが追加 ・ 技芸教授等の要件（専修学校の専門課程における1年間の授業時間数）： 学校教育法等の改正による単位制への移行に伴い所要の措置、その他所要の措置が講じられる

※1 自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者

その他の改正（国税）④

ポイント

学校教育法等の改正を踏まえ、寄附金の損金不算入制度の対象となる寄附金の範囲が見直されます。
（※1を除き、所得税についても同様）

改正内容

9. 指定寄附金となる対象範囲の見直し

寄附先	使途
専修学校の専攻科を置く学校法人	専修学校の専攻科の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるための一定の寄附金
日本私立学校振興・共済事業団	専修学校の専攻科の教育の用に供される費用等に充てるための一定の寄附金

10. 以下の指定寄附金及び特定公益増進法人等に対する寄附金の対象となる専修学校の専門課程の範囲について、所要の措置が講じられます。

寄附先	使途	分類
専修学校の一定の専門課程を置く学校法人	専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される校舎等の取得等に充てるための寄附金	指定寄附金
日本私立学校振興・共済事業団	専修学校の一定の専門課程の教育の用に供される費用等に充てるための寄附金	
専修学校の一定の専門課程を置く学校法人の設立を目的とする法人（※1）	専修学校の一定の専門課程を置く学校法人の設立に必要な費用に充てるための寄附金（※1）	
一定の専門課程による教育を行う専修学校の設置を主たる目的とする学校法人	-	特定公益増進法人等に対する寄附金

11. 寄附手続きの簡素化：指定寄附金となる学校等の教育に必要な費用等に充てるための日本私立学校振興・共済事業団に対する寄附金について、一定基準を満たす学校法人への手続きの簡素化がされます（一定書類の作成不要等）。

※1 所得税については見直しの対象から除かれます。

その他の改正（国税）⑤

改正内容

項目	改正案
12. 国庫補助金等の損金算入制度の対象となる国庫補助金等の範囲の追加	・追加対象： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で地熱ポテンシャル高度利活用技術開発（仮称）等に係るもの（※1）
13. 企業再生に関する税制	・見直し対象： （1）個別評価金銭債権に係る貸倒引当金（※1）の対象となる事実 （2）欠損金の繰越控除に関する事実 （3）仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額等の還付の特例に該当する事実 - 追加となる事実：「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」の規定による権利変更決議が効力を生じたことが追加 ・個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額： その金銭債権の額のうち5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額（※1）
14. 社会医療法人の認定要件見直しに伴う措置	・特定外国人患者（※2）に対する診療報酬額の算定基準が見直された後も、引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とされる。
15. 社会福祉法の改正を前提とした措置	・社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先として認められる範囲が見直された後も、引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とされる。
16. 農林中央金庫法の改正を前提とした措置	・農林中央金庫の本来業務の範囲が見直された後も、引き続き協同組合等（法人税法別表第三）とされる。

※1 所得税についても同様

※2 自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者

その他の改正（地方税）

ポイント

行政法人等の非課税対象となる法人について、以下の範囲の見直しが行われます。

改正内容

項目	改正案
非課税範囲の見直し	(1) 学校教育法の改正により、専修学校への専攻科設置後も、専修学校が行う収益事業以外の事業に対する法人住民税及び法人事業税の非課税措置が継続
	(2) 社会福祉法の改正を前提に、社会福祉法人の解散時における残余財産の帰属先として認められるものの範囲の見直し後も、社会福祉法人が行う収益事業以外の事業に対する法人住民税及び法人事業税の非課税措置が継続
	(3) 電気事業法の改正を前提に、独立行政法人製品評価技術基盤機構が行う業務に、事業用電気工作物の製造業者等に対する立入検査の追加後も、同法人を法人住民税及び法人事業税の非課税独立行政法人とする措置が継続

